

## 市第36号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更  
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成23年9月2日提出

横浜市長 林 文子

### 第1 変更対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線

### 第2 変更内容

料金の額及びその徴収期間を次のように改める。

料金の額及びその徴収期間

#### 1 基本料金の額

第1 変更対象となる高速道路の路線名に掲げる各路線の基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

(1) 1 キロメートル当たり料金の額と固定額

ア 1 キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第 185 号）第 3 条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のものをいう。以下同じ。）の料金の額は、29.52 円とする。

イ 利用 1 回に対して課する普通車の固定額

利用 1 回に対して課する普通車の固定額は、200 円とする。

ウ 1 キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの大型車（車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第 3 条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の料金の額は、前記アに定める額に 2 を乗じて得た額とする。

エ 利用 1 回に対して課する大型車の固定額

利用 1 回に対して課する大型車の固定額は、前記イに定める額に 2 を乗じて得た額とする。

(2) 適用方法

ア 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添 1 のとおりとする。

- (注) 1 料金距離は、次の原則に従い定めるものとする。
- 。ただし、前記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。
- (1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
  - (2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
  - (3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場

合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

- 2 現金車（E T C 車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T C システム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）以外の自動車をいう。以下同じ。）は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- 3 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

## イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

## ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間をう回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可

能となったことを理由として、BC間をう回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めによりう回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(7) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、前記イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(i) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、前記イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(2)イに定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

## 2 特別の措置

料金の額については、前記1にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

(1) 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、次表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19 円	952.38 円
6.0km 超 12.0km 以下	571.42 円	1,142.84 円
12.0km 超 18.0km 以下	666.66 円	1,333.32 円
18.0km 超 24.0km 以下	761.90 円	1,523.80 円
24.0km 超 30.0km 以下	857.14 円	1,714.28 円
30.0km 超 36.0km 以下	952.38 円	1,904.76 円
36.0km 超 42.0km 以下	1,047.61 円	2,095.22 円
42.0km 超	1,142.85 円	2,285.70 円

(注) 1 料金距離は、次の原則に従い定めるものとし、別添1のとおりとする。ただし、この表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

(1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず

、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

2 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における次表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は、平成24年1月1日以降首都高速道路株式会社（3(1)オ(7)を除き、以下「会社」という。）が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入口まで	東海ジャンクションから空港西出入口までの料金距離

3 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、別添2の表に掲げる入口等を利用する場合にお



いては、同表に掲げる料金の額を適用する。

- 4 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 1  
又は別添 2 について軽微な変更を行う場合は、事前  
に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等を A、通行止めによ  
って首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理  
由として通行止め区間をう回する経路の起点となる途中流出  
出口等を B、途中流出後、当該う回経路の終点となる首都高  
速道路への再流入入口等を C、首都高速道路に再流入した後  
の最終流出出口等を D とし、通行止めによって首都高速道路  
の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間  
をう回して通行した自動車は、首都高速道路を順方向に通行  
し、Cにおいて通行止めによりう回して通行した事実を示し  
た場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った  
額を徴収する。

ア ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距  
離に応じて、料金の額を適用する。

イ 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、  
AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定め  
る消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により

、10円単位の端数処理を行うこととする。

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

(イ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、次表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14 円	1,714.28 円

(ロ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(イ)に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24

年法律第 283 号) 第15条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱 (昭和48年 9 月27日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙) の定めるところにより交付されている療育手帳 (以下「手帳」と総称する。) に、次の a 又は b の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車 (営業用の自動車を除く。) で、会社が別に定めるもの
- b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について (昭和48年 9 月27日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知)」の第 3 に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者 (以下「重度障害者」という。) が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供されるもので、当該重度障害者又はその親族等が所有する (これらの者が当該自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する) 自動車 (営業用の自動車を除く。) で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車は ETC システムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた ETC クレジットカード（会社との契約に基づき ETC カード（建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6 会社」という。）が定めた ETC システム利用規程（平成 20 年 12 月 1 日）第 3 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた ETC カードをいう。以下同じ。）又は ETC パーソナルカード（6 会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する ETC カードをいう。以下同じ。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50パーセント以下とする。

ウ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち鶴見区大黒ふ頭から川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで）及び川崎市道高速縦貫線のうち川崎市

川崎区大師河原 1 丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(イ) 割引率等

20パーセントとする。ただし、次表に定める利用区間（神奈川県道高速横浜羽田空港のうち川崎市川崎区浅田 4 丁目から同区大師河原 1 丁目まで（浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで）の区間を通行しない場合に限る。）を通行する場合には、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年 3月31日まで	平成26年 4月1日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円
	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
川崎市道高速縦貫線のうち川崎市川崎区殿町 3 丁目（殿町出入口）から神奈川県道高速横浜羽	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円

田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
神奈川県道高速湾岸のうち川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで	6.0km 超 12.0km 以下	250 円	250 円
	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円
	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港 3 丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで	6.0km 以下	150 円	—
	6.0km 超 12.0km 以下	180 円	180 円
	12.0km 超 18.0km 以下	210 円	210 円
	18.0km 超 24.0km 以下	240 円	240 円
	24.0km 超	270 円	270 円
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで	12.0km 超 18.0km 以下	140 円	140 円
	18.0km 超 24.0km 以下	160 円	160 円
	24.0km 超	180 円	180 円

エ ETC前納割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(i) 割引率

次表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

オ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、3会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以

下同じ。) を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 車両単位割引

前記(7)の自動車が使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとの月間利用金額に対し、次表(a)の割引率を適用する。ただし、平成24年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成26年 3 月 31 日までの間は次表(b)の割引率を適用する。

表(a)

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表(b)

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

b 契約単位割引



前記(7)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 1,000,000 円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあつては、当該利用者の前記 a に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 10 パーセントの割引率を適用する。

(7) 実施する期間

前記(4) b に定める割引は、平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

カ 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、次表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行する ETC 車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷	神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北

<p>河内 2 丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西</p>	<p>線における各出口等</p>
<p>神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各入口等</p>	<p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内 2 丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西</p>

(イ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

(ロ) 実施する期間

平成24年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成26年 3 月31日までの間とする。

キ 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、次表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行する E T C 車とする。

路線	接続地点	路線
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）	神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸（杉田）

## (イ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

## (ロ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

ク 電気自動車割引については、次のとおりとする。

## (ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車とする。

## (イ) 割引率

50パーセント以下とする。

## (ロ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

ケ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）とする。

(イ) 割引率

39パーセント以下とする。

コ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(イ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ハ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(カ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

サ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ロ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ハ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ニ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、前記

(1)に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して前記(1)に定める割引を適用する。

イ 前記アに定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

ウ 前記アに定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

エ E T C路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

オ 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び会社間乗継割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(7) 重複適用の有無

	環境				
前納	○	前納			
大口	○	×	大口		
中環	○	○	○	中環	
乗継	○	○	○	—	乗継

○…適用あり  
×…適用なし  
—…重複し得ない

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」及び「乗継」は、それぞれ、環境ロードプライシング

割引、E T C 前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び会社間乗継割引を指す。

(イ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引
3	環境ロードプライシング割引
4	E T C 前納割引又は大口・多頻度割引

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。

5 その他

(1) けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

(2) 乗継について

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速

道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを 1 回の通行とみなす。

(3) 実施期日

前記 1 から 3 までに掲げる事項は、平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。





市第36号

都道首都高速4号線

									三宅坂JCT	外苑
									1.4	2.9
									-	4.3
									2.2	5.1
									3.1	6.0
									3.1	6.0
									3.8	6.7
									4.4	7.3
									4.6	7.5
									5.1	8.0

										中央自動車道 富士吉田線
									2.7	-
									-	3.4
									6.0	6.7
									6.8	7.5
									7.1	7.8
									-	-
									-	-
									9.9	10.6
									12.8	13.5
									14.2	14.9
									-	-
									-	-
									15.0	15.7
									15.9	16.6
									15.9	16.6
									16.6	17.3
									17.2	17.9
									17.4	18.1
									17.9	18.6

都道首都高速4号分岐線

			神田橋JCT
			-
			0.8
			1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

										中台
										2.9
									1.2	4.1
									-	5.1
									2.8	6.9
									-	-
									-	-
									-	-
									6.7	10.8
									9.1	13.2

			美女木JCT ・戸田
			-
			-
			-
			11.2
			12.4
			13.4
			-
			15.2
			-
			-
			19.1
			-
			21.5







入口等	料金の額	
	普通車	大型車
阪東橋	476.19円	952.38円
新横浜（仮称）（港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る）		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新生麦（仮称）（港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る）	571.42円	1,142.84円
三溪園		

## 提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

参 考

道路整備特別措置法（抜粋）

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間



3 会社は、第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第 13 条第 1 項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 5 項省略）

6 会社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第 2 項第 1 号、第 2 号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第 8 項から第 10 項まで省略）

平成 23 年 7 月 15 日

横 浜 市 長

林 文 子 殿

首 都 高 速 道 路 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 橋 本 圭 一 郎 ⑩

「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 す る 事 業 」 の 変 更 に つ い て  
( 同 意 申 請 )

標 記 に つ い て 、 道 路 整 備 特 別 措 置 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 7 号 ) 第 3  
条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 す る 事 業 」  
の う ち 、 貴 市 が 道 路 管 理 者 で あ る 別 紙 高 速 道 路 に つ い て 、 別 添 の と  
お り 変 更 し た い の で 、 同 条 第 7 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3  
項 の 規 定 に 基 づ き 、 同 意 を 求 め ま す 。

高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、次のとおりとする

。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- (3) 横浜市道高速1号線
- (4) 横浜市道高速2号線
- (5) 横浜市道高速湾岸線
- (6) 横浜市道高速横浜環状北線

「料金の額及びその徴収期間」を次のように改める。

料金の額及びその徴収期間

〔 1 〕 基本料金の額

本文記 1 高速道路の路線名に記載する高速道路の路線名中、  
( 1 ) から ( 6 ) までの路線における基本料金の額は、1 回の  
通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区  
間については、供用の日から適用する。

一. 1 キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1 キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの普通車 ( 道路運送車両法 ( 昭和 26 年法律第 185 号 ) 第 3 条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が 29 人以下のもののうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のものをいう。以下同じ。 ) の料金の額は、29.52 円とする。

(2) 利用 1 回に対して課する普通車の固定額

利用 1 回に対して課する普通車の固定額は、200 円とする。  
。

(3) 1 キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの大型車 [ 車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車及び大型特殊自動車 ( 道路運送車両法第 3 条に定める大型特殊自動車をいう。 ) をいう。以下同じ。 ] の料金の額は、記 (1) に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

## (4) 利用 1 回に対して課する大型車の固定額

利用 1 回に対して課する大型車の固定額は、記 (2) に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

## 二. 適用方法

## (1) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添 1 のとおりとする。

## (注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一. に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a : 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b : 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c : 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数

値を表す。

L : 出入口等の相互間の料金距離 (単位 : キロメートル)

R : 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

F : 利用 1 回に対して課する固定額 (単位 : 円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部 (以下「入口等」という。) を A、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部 (以下「出口等」という。) を B、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等を C、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等を D とし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、B C 間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、C において通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(i) ETC 車の場合の料金調整

A B 間の料金距離と C D 間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記 (2) の計算式により算出された料金の額を適

用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、A D 間の料金距離に応じて、記 (2) の計算式により算出された料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二. (2) に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

〔 2 〕 特別の措置

料金の額については、記〔 1 〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ 1 回の通行につき 1 台当たり、下表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19 円	952.38 円
6.0km 超 12.0km 以下	571.42 円	1,142.84 円
12.0km 超 18.0km 以下	666.66 円	1,333.32 円



18.0km 超 24.0km 以下	761.90 円	1,523.80 円
24.0km 超 30.0km 以下	857.14 円	1,714.28 円
30.0km 超 36.0km 以下	952.38 円	1,904.76 円
36.0km 超 42.0km 以下	1,047.61 円	2,095.22 円
42.0km 超	1,142.85 円	2,285.70 円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添 1 のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a : 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b : 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c : 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離

は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。  
 。ただし、本運用を適用する期間は平成 24 年 1 月 1 日以降  
 会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする  
 。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央 出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八 出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入 口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口ま での料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入 口まで	東海ジャンクションから空港西出入口 までの料金距離

C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の  
 出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて  
 料金の額を適用する。この場合において、別添 2 に掲げる  
 入口等を利用する場合においては、同表に掲げる料金の額  
 を適用する。

D 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 1 又は別  
 添 2 について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大  
 臣に届出を行うものとする。

## 二．通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等を A、通行止めによっ  
 て首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由と  
 して通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等  
 を B、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路へ  
 の再流入入口等を C、首都高速道路に再流入した後の最終流出  
 出口等を D とし、通行止めによって首都高速道路の連続した利

用が不可能となったことを理由として、B C 間を迂回して通行した自動車は、首都高速道路を順方向に通行し、C において通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(1) E T C 車の場合の料金調整

A B 間の料金距離と C D 間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

(2) 現金車の場合の料金調整

A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、A D 間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

[ 3 ] 通常料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(i) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

(ii) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1 回の通行につき 1 台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14 円	1,714.28 円

## (ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

## (2) 障害者割引については、次のとおりとする。

## (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）

で、会社が別に定めるもの

- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が E T C システムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C クレジットカード〔会社との契約に基づき E T C カード（建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた E T C システム利用規程（平成 20 年 12 月 1 日）第 3 条第 1 号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた E T C カードをいう。以下同じ。〕

又は E T C パーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する E T C カードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50 % 以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(ロ) 割引率等

20 % とする。ただし、下表に定める利用区間〔神奈川県道高速横浜羽田空港のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合には、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される

時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年 3月31日まで	平成26年 4月1日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円
	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（殿町出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円
	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
神奈川県道高速湾岸のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧	6.0km 超 12.0km 以下	250 円	250 円
	12.0km 超 18.0km 以下	450 円	450 円

ふ頭から同市鶴見区寛政町まで) )、神奈川県道高速湾岸(横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで)、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	18.0km 超 24.0km 以下	650 円	650 円
	24.0km 超	850 円	850 円
神奈川県道高速横浜羽田空港(横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで)、神奈川県道高速湾岸(横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで)、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等(東扇島出入口を除く。)から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目(湾岸環八出入口又は空港中央出入口)まで。	6.0km 以下	150 円	—
	6.0km 超 12.0km 以下	180 円	180 円
	12.0km 超 18.0km 以下	210 円	210 円
	18.0km 超 24.0km 以下	240 円	240 円
	24.0km 超	270 円	270 円
神奈川県道高速横浜羽田空港(横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで)、神奈川県道高速湾岸(横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで)、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等(東扇島出入口を除く。)から首都高速道路の路線における各出入口等(湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	12.0km 超 18.0km 以下	140 円	140 円
	18.0km 超 24.0km 以下	160 円	160 円
	24.0km 超	180 円	180 円

(4) ETC 前納割引については、次のとおりとする。



## (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C クレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

## (ロ) 割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

## (5) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

## (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車のうち E T C コーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与された E T C カードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(四) 割引率

① 車両単位割引

記(イ)の自動車を使用する E T C コーポレートカード 1 枚ごとの月間利用金額に対し、下表 A の割引率を適用する。ただし、平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間は下表 B の割引率を適用する。

表 A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表 B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たり

の月間平均利用額が 5 千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(㊦)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 10 % の割引率を適用する。

(㊦) 実施する期間

記(㊦)②に定める割引は、平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

(6) 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(㊧) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを經由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行する E T C 車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）

	<p>、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出口等</p>
<p>三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平</p>	<p>神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで） 、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出口等</p>
<p>江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川</p>	<p>神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで） 、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出口等</p>
<p>市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西</p>	<p>神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで） 、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出口等</p>
<p>神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで） 、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各入口等</p>	<p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西</p>

## (ロ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

## (ハ) 実施する期間

平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

## (7) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

## (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、下の表中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行する E T C 車とする。

表

路線	接続地点	路線
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸（杉田）

## (ロ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

## (ハ) 実施する期間

平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

## (8) 電気自動車割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載した E T C 車とする。

(ロ) 割引率

50 % 以下とする。

(ハ) 実施する期間

平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

(9) E T C 路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C コーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39 % 以下とする。

- (10) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

- (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車とする。

- (ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

- (ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

- (ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

- (ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

- (11) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

- (ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 割引相互間の適用関係

(1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔3〕に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔3〕に定める割引を適用する。

(2) 記(1)に定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 記(1)に定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(4) E T C路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

(5) 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多



頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び会社間乗継割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(イ) 重複適用の有無

	環境				
前納	○	前納			
大口	○	×	大口		
中環	○	○	○	中環	
乗継	○	○	○	—	乗継

○…適用あり  
×…適用なし  
—…重複し得ない

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び会社間乗継割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引
3	環境ロードプライシング割引
4	ETC前納割引又は大口・多頻度割引

[ 4 ] 料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。

[ 5 ] その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引して

いる場合には、1 台の自動車とみなす。被けん引自動車を 2 台以上けん引している場合には、2 台目以後の被けん引自動車について、1 台につき更に普通車の料金 1 台分を徴収する。

## 二．乗継について

首都高速道路を通行してきた E T C 車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T C システムに当該通行実績を記録した自動車については、これを 1 回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを 1 回の通行とみなす。

## 三．実施期日

記〔1〕から〔3〕までに掲げる事項は平成 24 年 1 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以上





都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

										加平	八潮南
									小菅JCT		2.9
										2.9	5.8
									-	-	-
									0.7	1.2	4.1
									1.4	2.1	2.6
									1.7	3.1	3.8
									-	-	-
									-	-	-
									-	-	-
									-	-	-
									-	-	-
									9.5	10.0	12.9
									10.7	11.2	14.1
											17.0

堀切JCT	四つ木
	1.5

		三郷JCT・三郷
	八潮	-
八潮南	1.5	4.6
加平	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅	-	-
堀切JCT	8.5	11.6
堤通	9.9	13.0
向島	11.6	14.7
駒形	-	-
両国JCT	-	-
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

					京葉道路
					-
					-
					-
					0.3
					1.7
					3.8
					4.4
					5.8
					7.9
					8.3
					10.4

都道首都高速8号線

		東京高速道路
京橋JCT		0.1

都道首都高速9号線

						辰巳JCT
						1.7
						2.2
						-
						-
						-
						4.1
						5.3

都道首都高速11号線

		有明JCT
		-
芝浦JCT	台場	5.0
	2.8	

都道首都高速葛飾江戸川線

						葛西JCT
						-
						4.7
						-
						-
						-
						8.7
						11.2

都道首都高速晴海線

		東雲JCT
		1.3
晴海仮(仮称)	豊洲	2.7
	-	

都道首都高速板橋足立線

						江北JCT
						2.4
						-
						-
						-
						-
						-
						7.1

都道首都高速品川目黒線

		大井JCT
		-
大橋JCT	五反田(仮称)	9.4
	3.4	

市第36号

都道首都高速目黒板橋線

						富ヶ谷	大橋JCT
					初台南	-	-
				西新宿JCT	-	0.4	2.4
			中野長者橋	-	-	1.6	3.6
		西池袋	4.0	5.7	-	-	-
	高松	-	-	-	-	7.3	9.3
熊野町JCT	0.3	2.0	6.0	7.7	-	9.3	11.3

神奈川県道高速湾岸、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

												辰巳JCT
												1.4
												1.4
												2.9
												-
												-
												6.2
												6.9
												8.1
												9.5
												13.8
川崎浮島JCT・浮島	2.3	4.2	-	9.9	11.1	-	13.6	15.1	16.6	-	-	18.0

													高谷JCT (仮称)
													-
													6.4
													-
													9.8
													11.2
													13.1
													14.6
													16.0
													16.0
													17.5
													-
													20.8
													21.5
													22.7
													24.1
													28.4
													-
川崎浮島JCT・浮島	19.5	21.4	22.8	24.2	26.2	30.1	32.6						

都道首都高速湾岸分岐線

	昭和島JCT
東海JCT	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

													川口JCT
													-
													-
													4.9
													6.3
													-
													8.6
													10.3
													12.5
													13.6
													16.6
小菅JCT	1.9	4.9	6.0	8.2	-	10.2	-	13.6	15.0	17.5	18.5		



入口等	料金の額	
	普通車	大型車
阪東橋	476.19円	952.38円
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕	571.42円	1,142.84円
三溪園		



